

2019年2月4日 全9頁

# 2019年以後の制度改革予定（税・社会保障編）

## 消費税増税の「3つの壁」を乗り越えられるか

金融調査部 研究員 是枝 俊悟  
研究員 小林 章子  
主任研究員 金本 悠希

### [要約]

- 2019年も様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうち税・社会保障に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。
- 消費税率の8%から10%への引上げ実施は、2019年3月末ごろに政府として最終決定されそう。消費税増税に際しては2019年10月の「増税実施時の壁」のほか、2020年3月末から2021年末にかけての「税や予算措置の期限切れの壁」と2023年10月から2029年9月末にかけての「インボイス導入の壁」もあり、これら3つの壁を乗り越えて経済への影響を抑えられるかが注目される。
- 所得税は、2019年から2021年にかけて高所得者向けの増税が着々と施行されていく。相続税・贈与税については、2019年1月から（遡及して）個人事業者の事業承継税制が創設される予定である。法人税では、2019年4月からベンチャー企業と連携した研究開発を促す研究開発税制の見直しが行われる。国際課税では、2020年4月から過大支払利子税制や移転価格税制の見直しが行われる。

### はじめに

2019年も様々な制度改革が予定されている。

本稿では、そのうち税制をめぐる主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

## 1. 2019 年以降の制度改正年表

2019 年以降に予定／予想される主な制度改正のうち、税制に関連する事項を年表形式でまとめたのが次の図表である。

図表 1 税・社会保障の主な制度改正見通し（2019 年）

時期	個人関連	法人（事業者）関連
<b>2019 年</b>		
1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NISA の即日買付け導入（施行済）</li> <li>・ NISA 満期時ロールオーバーの初回実施（実施済）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恒久的施設（PE）定義改正（施行済）</li> <li>・ 個人版事業承継税制の創設*（遡及適用予定）</li> </ul>
1 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際観光旅客税を導入（施行済）</li> </ul>	
3 月 31 日 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019 年度予算・税制改正法の成立</li> <li>・ 2019 年 10 月の消費税率実施を最終決定する閣議決定？</li> </ul>	
3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負工事等に係る消費税の経過措置の適用期限（3 月末までの契約締結であれば受渡しが 10 月以後となっても税率 8%）</li> </ul>	
4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度等の要件等見直し*</li> <li>・ 住宅取得等資金の贈与税非課税制度の拡充</li> <li>・ 確定申告添付書類の見直し*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発促進税制の見直し？*</li> <li>・ 事業用地の小規模宅地等の特例の見直し*</li> <li>・ 法人が保有する仮想通貨の時価課税導入*</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者控除・配偶者特別控除の改正（住民税）</li> </ul>	
6 月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金の財政検証の結果発表</li> </ul>	
7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別寄与料の制度が創設（相続）</li> <li>・ 遺留分減殺請求の金銭化（相続）</li> </ul>	
9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パート労働者等への社会保険適用拡大についての政府の検討期限</li> </ul>	
10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税率の引上げ（8%→10%）、軽減税率の導入</li> <li>・ 住宅ローン減税の控除額・すまい給付金が拡充、住宅ポイント制度が開始*</li> <li>・ 自動車取得税の廃止、自動車税の税率引下げ・環境性能割の課税開始（環境性能割は 1 年間に限り税率引下げ）*</li> <li>・ キャッシュレス決済に係るポイント還元制度が開始*</li> <li>・ 低所得者等に販売するプレミアム付き商品券の使用期間が開始*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方法人特別税の廃止、特別法人事業税の創設など*</li> <li>・ 地方税の共通電子納税システム（共同収納）の導入</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金生活者支援給付金制度が開始</li> <li>・ 幼児教育無償化措置が開始*</li> <li>・ 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例が廃止・縮減*</li> </ul>	

（注）\*…自由民主党・公明党「平成 31 年度税制改正大綱」（平成 30 年 12 月 14 日）または「平成 31 年度政府予算案」（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）によるもの。

（予定）…上記税制改正案や予算案に明記はないが、政府方針が示されているもの。

？…公表、発言、報道などの「予定」を踏まえた場合に想定される事項、時期。

太字…「2. 事項解説」で取り上げている項目。

法人税関連は、原則として記載日以後の事業年度より適用。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 税・社会保障の主な制度改正見直し（2020～2021年）

時期	個人関連	法人（事業者）関連
<b>2020年</b>		
1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し（所得税）</li> <li>・投資信託等の外国税額控除の見直し</li> </ul>	
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者等に販売するプレミアム付き商品券の使用期間が終了*</li> </ul>	
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードへのポイント付与制度が開始（予定）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育の無償化措置が開始（予定）</li> <li>・配偶者居住権の創設（相続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過大支払利子税制の見直し*</li> <li>・移転価格税制の見直し*</li> <li>・大法人について、法人税・消費税の電子申告を義務付け</li> </ul>
6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済に係るポイント還元制度が終了*</li> </ul>	
9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税の環境性能割の税率引下げ期間が終了*</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の仕入れ税率経過措置（中小企業のみ）の適用期限</li> </ul>
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税の税率改正（全3回のうち1回目）</li> <li>・たばこ税の増税（全3回のうち2回目）</li> </ul>	
10月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末調整における会社への提出書類の電子化*（生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除）</li> </ul>	
12月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローン減税の控除額拡大期間が終了*</li> </ul>	
<b>2021年</b>		
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の総額表示義務の特例の適用期限</li> <li>・教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の適用期限*</li> <li>・土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限</li> </ul>	
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支給額改定ルールの見直し実施（賃金下落時にマイナス改定しやすくする）</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し（住民税）</li> <li>・ひとり親世帯に係る住民税非課税措置の拡充*</li> </ul>	
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこ税の増税（全3回のうち3回目）</li> </ul>	
12月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーの告知猶予期限（大綱による延長後）*</li> <li>・住宅ローン減税の適用期限</li> <li>・住宅取得等資金の贈与税非課税制度の適用期限</li> </ul>	

（注）\*、（予定）の意味や施行日の記載方法は、図表1と同じ。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 税・社会保障の主な制度改正見通し（2022 年以後）

時期	個人関連	法人（事業者）関連
<b>2022 年以後</b>		
2022 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年年齢が 20 歳から 18 歳に引下げ</li> <li>・ 相続税の未成年者控除の年齢要件の引下げ（20 歳未満→18 歳未満）*</li> <li>・ 相続時精算課税制度、直系尊属からの贈与税率の特例、相続時精算課税適用者の特例の年齢要件の引下げ（20 歳以上→18 歳以上）*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業承継税制（特例制度、個人版を含む）の受贈者の年齢要件の引下げ（20 歳以上→18 歳以上）*</li> </ul>
2023 年 1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NISA の口座開設年齢の改正（20 歳→18 歳）*</li> </ul>	
2023 年 3 月 31 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業承継税制の特例制度の特例承継計画の提出期限</li> </ul>
2023 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒税の税率改正（全 3 回のうち 2 回目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始、免税事業者からの仕入れ税額控除経過措置の導入</li> </ul>
2023 年 12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般 NISA、ジュニア NISA の新規投資期間が終了</li> </ul>	
2024 年 3 月 31 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人版事業承継税制の承継計画の提出期限*</li> </ul>
2024 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人住民税均等割に森林環境税を導入*</li> </ul>	
2026 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒税の税率改正（全 3 回のうち 3 回目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税事業者からの仕入れ税額控除経過措置の縮小</li> </ul>
2027 年 12 月 31 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業承継税制の特例制度の適用期限</li> </ul>
2028 年 12 月 31 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人版事業承継税制の適用期限*</li> </ul>
2029 年 9 月 30 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税事業者からの仕入れ税額控除経過措置の廃止</li> </ul>

（注）\*、（予定）の意味や施行日の記載方法は、図表 1 と同じ。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

## 2. 事項解説

### (1) 消費税・社会保障改革等—「3つの壁」を乗り越えられるか

2019年10月から、消費税率が8%から10%に引き上げられることが法定されている。税率引上げを政府が最終決定するのは、2019年度予算成立前後と予想される。

税率の引上げが最終決定された後は、消費税率引上げに伴う個人消費や企業業績の落ち込みなど経済への影響が懸念され、乗り越えるべき壁は3つある。

**1つめは、2019年10月の「増税実施時の壁」**である。しかし、今回の税率の引き上げ幅は2%ptで、前回(2014年4月)の税率引上げ(5%⇒8%の3%pt引上げ)よりも税率の引上げ幅が小さく、かつ、食料品等に対しては軽減税率(8%)を導入して税率を据え置いたため、増税規模自体は前回の税率引上げ時の半分程度に留まる。

これに加え、消費税増税による増収分のおよそ半分が、幼児教育の無償化、年金生活者支援給付金などの社会保障制度の充実による恒久的な給付に充てられる。これらを差し引いたネットの恒久的な増税額(すなわち、家計の可処分所得の減少額)は1年あたり2兆円程度とされている。

さらに、この1年あたり2兆円程度の恒久的なネット増税額に対しても、臨時的な減税や予算措置が取られる。予算では、住宅購入者へのすまい給付金の支給、キャッシュレス決済に対するポイント還元やプレミアム付商品券の実施、公共事業の上積みなど2兆円程度が2019年度予算で措置される。税では、住宅および自動車につき0.3兆円規模の減税が行われる。これらの予算や減税は消費税増税後概ね1年間実施される<sup>1</sup>ため、2019年10月からの1年間に限っては、ネット増税額と臨時的な減税や予算による負担減額がほぼ均衡するものとなっている<sup>2</sup>。

**2つめは、2020年3月末から2021年末にかけての「税や予算措置の期限切れの壁」**である。特に、キャッシュレス決済に対するポイント還元については、中小小売店においてキャッシュレス決済が普及すればするほど予算規模が膨らみ消費を前倒しする効果が大きくなるため、制度終了時の消費の落ち込みも大きくなることが懸念される。また、控除額が過去最大規模まで膨らんだ住宅ローン減税をいきなり期限切れで廃止することも困難であろう<sup>3</sup>。

消費税率引上げ時はそれと同等以上の税や予算措置を行うため、国の財政収支は改善しない。消費税率引上げのための対策を終了させることができ初めて初めて財政収支の改善が果たせることになる。消費税対策の税や予算措置をいかに縮小・廃止していくことができるかがこの時期の課題となる。

<sup>1</sup> ただし、住宅ローン減税の拡充については、2019年10月～2020年12月の住宅取得後11年目～13年目(すなわち、2029年～2032年)に初めて現行制度と比較した減税が生じるものであり、効果が表れる時期が遅い。

<sup>2</sup> 2019年度に限っては、消費税率引上げによる国の増収額約1.5兆円に対し、社会保障の充実や臨時予算措置の国費は約2.7兆円と、大幅に上回っている(出所:政府予算案)。

<sup>3</sup> 住宅ローン減税に係る改正については、是枝俊悟「2019年度税制改正大綱(証券・金融税制)」(2018年12月21日付大和総研レポート)を参照。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181221\\_020541.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181221_020541.html)

3 つめは、2023 年 10 月から 2029 年 9 月末にかけての「インボイス導入の壁」である。消費税の税率が 2 種類（標準税率の 10%と軽減税率の 8%）になることに伴い、仕入れ税額控除の仕組みを適正に機能させるため、インボイス（適格請求書等保存方式）が導入される。インボイスの導入は、本来であれば軽減税率導入時（消費税率引上げ時）の 2019 年 10 月に実施すべきであるが、現行制度からの切り替えに相応の事務・コスト負担がかかることや相応の準備期間が必要であることから、軽減税率導入から 4 年後の 2023 年 10 月からとなった。

現在は事業者が仕入れを行う際、仕入れ先が消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕入れを行った事業者は仕入れ税額控除を適用できる。しかし、インボイス導入後は、原則として仕入れ税額控除を適用できるのは消費税の課税事業者からの仕入れに限られ、免税事業者から仕入れても仕入れ税額控除を適用できなくなる。このため、免税事業者は事業者間取引から排除される懸念があり、免税事業者が課税事業者になるとした場合も消費税を取引先に転嫁できない可能性が懸念される<sup>4</sup>。

インボイスの導入による増税規模は 2,000 億円程度である旨報道されている<sup>5</sup>。金額ベースでは消費税率の引上げそのものに比べると小さいが、増税額は免税事業者である中小・零細事業者に限って生じるため、インボイスの導入に伴って中小・零細事業者の廃業・経営悪化につながらないかが懸念される。

なお、インボイス導入後も経過措置として 6 年間は免税事業者からの仕入れについて一部の仕入れ税額控除が認められる。消費税率 10%への引上げ（及び軽減税率の導入）に係る経過措置が終了するのは 2029 年 9 月 30 日の予定である。

## （2）所得税・住民税—着々と進む高所得者向け増税

消費税率の 8%から 10%への引上げ実施に時間がかかっている一方で、高所得者向けの所得税・住民税の増税は着々と進められている。

2019 年 6 月からは、配偶者控除の改正が住民税につき施行され、給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると配偶者控除は適用されなくなる（所得税は 2018 年 1 月に施行済み）。

次に改正されるのは、基礎控除と公的年金等控除で、所得税は 2020 年 1 月、住民税は 2021 年 6 月に施行される。基礎控除は納税者の合計所得金額が 2,500 万円を超えると適用されなくなり、公的年金控除については、年金以外の所得が 1,000 万円超ある年金受給者につき控除額が最大 20 万円縮小されるなどの改正が行われる。

戦後の日本の所得税では、世帯類型や納税者個人の特性に対する税負担の調整については、主に「所得控除」によって行ってきた。ただし、所得控除については適用される税率が高い高

<sup>4</sup> 詳細は、金本悠希・是枝俊悟・小林章子「消費税の軽減税率導入が中小企業に及ぼすリスク」（『大和総研調査季報』2019 年新春号（Vol.33））を参照。

<sup>5</sup> 宮沢洋一・自由民主党税制調査会長は、インボイス導入による増収額は約 2,000 億円と説明している（2018 年 12 月 15 日付毎日新聞朝刊 2 面など参照）。

所得者ほど実質的な税負担軽減のメリットが大きい面がある。このため、近年は所得税の再分配機能を回復する観点から、高所得者については控除額を減らしたり、控除そのものを適用できなくしたりする改正が行われている。

### (3) 相続税・贈与税—個人版事業承継税制を創設

相続税・贈与税については、個人事業者の事業承継税制が創設される。現行の事業承継税制は、非上場会社の株式等の承継について納税の猶予や免除が受けられるもので、法人でない個人事業者の事業用資産の承継については適用されなかった。今回、事業用資産（土地・建物、機械、車両、特許権等）の承継に係る相続税・贈与税について、全額の納税猶予・免除が受けられるようになる予定である。2019年1月1日から2028年12月31日まで10年間の時限措置とされている。

今回の見直しは現行の法人向けの事業承継税制について、前回の税制改正での「特例制度」の創設により、申請件数が約10倍に拡大する勢いであることを受けたものである。2025年に約73%が70歳以上となると推計される個人事業者についても事業承継が進むことが期待される。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度については、受贈者の所得制限（贈与前年の所得1,000万円以下）が設けられたうえで、適用期限が2年延長される（2021年3月31日まで）。加えて、教育資金については、資金使途の制限、贈与者死亡時の相続財産への持ち戻しの規定が設けられるほか、資金の使用期間が延長されることとされている。なお、住宅取得等資金の贈与税非課税制度については、2021年12月31日が適用期限となっている。

他方で、事業用地の小規模宅地等の特例が厳格化される予定である。被相続人または取得者の事業に利用するための「特定事業用宅地等」のうち、相続開始前3年以内に事業に利用され始めた宅地等は、原則として特例の適用を受けられないとするもので、昨年度の居住用宅地にかかるいわゆる「家なき子」対策と同様、制度の目的に沿わない特例の適用を防止するものとなっている。なお、個人事業者が事業用資産として有している宅地については、前述の個人版事業承継税制とこの特例との選択制とされている。小規模宅地等の特例では、評価額のうち最大80%の減額にとどまるが、事業承継税制では後継者死亡時まで事業を継続すれば全額の免除を受けることができる。免除の可能性を検討したうえで選択する必要がある。

2018年7月の民法の相続関係（いわゆる相続法）の改正<sup>6</sup>に伴う税制上の対応として、配偶者の住む権利を保障する「配偶者居住権」の評価額の算出方法や登録免許税、介護等の対価としての「特別寄与料」に相続税が課されることなどが予定されている。

2022年4月の成年年齢引下げに対応して、税制上の年齢要件の引下げが予定されている。現行で「20歳未満」である相続税の未成年者控除の年齢要件が「18歳未満」に引き下げられる。

<sup>6</sup> 小林章子「相続法改正の概要【施行日決定版】」（2018年12月13日付大和総研レポート）参照。  
[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181213\\_020515.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181213_020515.html)

贈与税については、事業承継税制（特例制度、個人版を含む）、相続時精算課税制度及び直系尊属からの贈与税率の特例の受贈者の年齢要件が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられる。前倒しでの生前贈与の選好により、次世代への資産移転が促進されることが期待される<sup>7</sup>。

#### （４）法人税—ベンチャー企業と連携した研究開発を促進

2019年4月1日から、イノベーション促進の観点から研究開発税制が見直される見込みだ<sup>8</sup>。

試験研究費の総額に基づいて税額控除が認められる「総額型」は、現在は税額控除の限度額は法人税額の25%であるが、ベンチャー企業については法人税額の40%まで拡大される。

（ベンチャー企業には該当しない企業が）ベンチャー企業と共同で研究開発を行った場合については、従来から「総額型」とは別に「オープンイノベーション型」の税額控除が認められている。この「オープンイノベーション型」の税額控除の限度額は、法人税額の最大5%から最大10%に引き上げられる。

近年、大企業とベンチャー企業が共同で研究開発を行う事例が増えており、FinTechやIoTビジネスなどの牽引役となってきた。税制改正により、更なるイノベーションの促進が期待される。

#### （５）国際課税—過大支払利子税制・移転価格税制の見直し

2020年4月1日以後開始事業年度から、過大支払利子税制が見直される<sup>9</sup>。現行制度では、法人が国外のグループ会社等に支払う利子等のうち、当該法人の所得に一定の調整を加えた額（調整所得金額）の50%を超える部分は、原則として損金算入が認められない。

見直しにより、損金算入限度額が調整所得金額の50%から20%に引き下げられ、調整所得金額から受取配当等の益金不算入額が除外される。一方、国内法人が国内の者に支払う借入金の利子は、引き続き損金算入制限の対象から除外され、国内金融機関の貸出には特段の影響はないと考えられる。

加えて、2020年4月1日以後開始事業年度（および2021年分の所得税）から、移転価格税制が見直される。移転価格税制とは、海外のグループ会社との取引を通じて所得を海外に移転することを防止するため、海外のグループ会社との取引が通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度である。

<sup>7</sup> 田村続久・小林章子「民法改正（成人年齢引き下げ）の概要」（2018年7月11日付大和総研レポート）参照。  
[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180711\\_020198.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180711_020198.html)

<sup>8</sup> 自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」（平成30年12月14日）に施行日は明記されていないが、近年、研究開発税制が改正された際の施行日は大綱公表の翌年度4月1日であったので、今回も同様であるものと想定される。

<sup>9</sup> 金本悠希「過大支払利子税制の見直し」（2018年12月25日付大和総研レポート）参照。  
[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181225\\_020546.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181225_020546.html)

見直しにより、移転価格税制の対象となる無形資産の定義が明確化され、独立企業間価格の算定方法にディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF 法）が追加される。また、評価困難な無形資産については、独立企業間価格の算定の前提となる予測と結果が異なるときは、一定の場合には事後的に税務署が独立企業間価格を算定し、それに基づいて課税を行うという措置が導入される。そのため、独立企業間価格を算定する際、前提となる予測をより慎重に行うことが求められる。

【以上】